

<申告相談日と予約締切日> ※予約締切日は申告相談日の4営業日前です。

申告相談日	会場	予約締切日	申告相談日	会場	予約締切日
2月16日(水)	湯本	2月9日(水)	3月3日(水)	仙石原	2月25日(金)
2月17日(木)	湯本	2月10日(木)	3月4日(金)	仙石原	2月28日(月)
2月18日(金)	温泉	2月14日(月)	3月7日(月)	宮城野	3月1日(火)
2月20日(日)	仙石原	2月15日(火)	3月8日(火)	宮城野	3月2日(水)
2月21日(月)	仙石原	2月15日(火)	3月9日(水)	湯本	3月3日(木)
2月22日(火)	仙石原	2月16日(水)	3月10日(木)	湯本	3月4日(金)
2月24日(木)	宮城野	2月17日(木)	3月11日(金)	湯本	予約不要
2月25日(金)	宮城野	2月18日(金)	3月13日(日)	湯本	3月8日(火)
2月28日(月)	湯本	2月21日(月)	3月14日(月)	湯本	予約不要
3月1日(火)	湯本	2月22日(火)	3月15日(火)	湯本	予約不要 町県民税申告のみ
3月2日(水)	箱根	2月24日(木)			

申告相談時間は、全ての会場で9時～12時、13時～16時です。(12時～13時は受付を行いません。)

3月15日(火)は町県民税の申告のみ受け付けます。確定申告は受け付けを行いません。

会場 湯本：役場分庁舎4階会議室 温泉：温泉公民館 宮城野：宮城野公民館  
仙石原：仙石原文化センター 箱根：箱根出張所

# ●●●●●税についてのお知らせ●●●●●

## ●町受付分の所得税・町県民税の申告相談は「事前予約」が必要です。

町が実施する申告相談について、原則「事前予約」が必要となります。

会場では職員が検温を実施し、マスクの着用が無い場合、発熱・咳等の症状があり、体調がすぐれないと判断できる場合は、相談をお断りします。

予約されないで来場された場合は、予約時間に空きがある場合のみ対応します。

予約開始日 1月25日(火)

予約方法 電話または役場本庁舎税務課窓口

予約電話番号 ☎85-7750 (税務課)

予約締切日 各会場の相談日の4営業日前

申告相談日と予約締切日 左記の図

町の申告相談会場 左記の図

## ●所得税・住民税の申告相談会(国・県・町共催)

日時 2月1日(火) 9時30分～12時、13時～16時  
(受付は15時まで)

※オンラインによる事前申込をお願いします。一部、当日整理券を配付しますが、相談可能人数に達した場合、受付を締め切ります。電話での受付は行っておりません。

事前申込サイト

[https://coubic.com/tochi118/booking\\_pages#pageContent](https://coubic.com/tochi118/booking_pages#pageContent)

場所 役場分庁舎4階会議室

※オンライン申込についてのお問合せは

東京地方税理士会  
☎045-243-0511

当日は税理士による無料相談を行い、確定申告書や住民税申告書の受付も行いますので、添付する書類や前年の申告書の控えなどを持参してください。

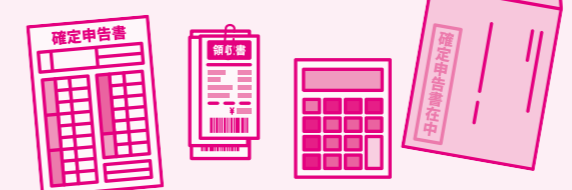
確定申告期間中は各会場が混雑しますので、この機会にご利用ください。

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。

## ●給与支払報告書など法定調書の提出は1月31日(月)までに

令和3年分の給与所得の源泉徴収票、報酬支払調書、不動産使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署へ、給与支払報告書は令和4年1月1日現在の受給者の居住地を所管する市区町村へ、1月31日(月)までに提出してください。

照会先 税務課 ☎85-7750



## ●確定申告指導会場を開設します

青色申告会では、令和3年分の確定申告にあたり、確定申告指導会場を開設します。(税理士による無料相談コーナーあり)

場所 青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)

期間 2月1日(火)～3月15日(火)(期間中の土曜・祝日は休業となります。)

時間 9時～16時

来場申込 専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必須となります。詳細は青色申告会ウェブサイトに掲載します。

(<https://www.aoiro-odawara.com/>)

注意事項 年金・給与所得のみの未会員の方につきましては、1名様につき2,000円の会場利用料が必要となります。

照会先 (公社)小田原青色申告会  
☎0465-24-2614

## ●小田原税務署での確定申告書作成会場の開設について

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月1日(火)から3月15日(火)です。なお、還付申告については、2月1日の前から相談対応します。受付時間は8時30分から16時までです。

2月20日、2月27日の日曜日も開設します。

申告書作成会場においては、混雑回避のために入場整理券をお配りします。入場整理券は、LINEでの事前発行をご利用ください(当日、会場でも配付しますが、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります)。3月中は大変混雑しますので、できるだけ早め・2月中のご来署をお願いします。

また、体調がすぐれない方は来場を控えていただくようお願いします。入口で検温を実施し37.5度以上の発熱が認められる場合やマスク等の着用が無い場合は入場できません。

一部駐車制限を行う場合がありますので、来場の際は公共交通機関を利用してください。

注意事項 税務署の申告書作成会場のパソコンでは、青色申告決算書のデータをe-Taxで送信することができないため、令和3年分所得税申告の65万円の青色申告特別控除は適用できません(電子帳簿保存により適用を受ける方を除きます)。

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。令和2年分の申告から、医療費の領収書の添付や提示により控除を受けることはできません。

照会先 小田原税務署 ☎0465-35-4511 (代表)

入場整理券のLINEでの事前発行



**保険料を納められた方へ**  
**「所得税確定申告参考資料」を送付します**

令和3年1月1日から12月31日までに国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納められた方へ、納付額を記載した「所得税確定申告参考資料」を送付します。確定申告まで大切に保管してください。発送は1月末を予定しています。

なお、「所得税確定申告参考資料」が発行されるのは普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納められた方のみとなります。特別徴収(年金からの天引き)で納められた方には発行されません。特別徴収の方は、日本年金機構より送られる「公的年金等の源泉徴収票」の「社会保険料の額」の欄を参照してください。

照会先 保険健康課  
☎8519564

**住宅用地・償却資産の申告と**  
**家屋の滅失届の提出は**  
**1月31日(月)までに**

住宅戸数を変更した方・住宅(セカンドハウス)を所有している方・償却資産を所有している方・家を売り壊した方は、1月31日(月)までにそれぞれ申告または届け出の提出が必要です。

■住宅戸数を変更した方  
住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。令和3年1月1日現在と令和4年1月1日現在で、住宅戸数に変更がある方は、連絡してください。

■住宅戸数を変更した方  
住宅(セカンドハウス)として年間を通じて毎月1日以上居住している場合は、土地の課税標準額が軽減される制度があります。

軽減には、申告が義務付けられています。申告用紙が必要の方は、連絡してください。

■償却資産を所有している方  
毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産(ホテル・旅館・保養所・飲食店・小売店・建設業・アパート経営など)については、償却資産として申告が義務付けられています。

これらの資産を所有している個人・法人は、申告用紙を提出してください。新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、連絡してください。

■家を取り壊した方  
固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

令和3年1月2日から令和4年1月1日までの間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、手続きをしてください。

※登記している家屋については、建物滅失登記申請書を横浜地方支庁西湘二宮支局(二宮町二宮1240-1)に提出してください。

※償却資産の申告書、家屋滅失届は、町のホームページからダウンロードすることができます。

照会先 税務課(資産税係)  
☎8517750